

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱

制 定 平成 28 年 4 月 1 日 都防第 1530 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 16 日 都防第 1604 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的及び通則）

第 1 条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちなかの不燃化を推進し、木造建築物の火災による被害の軽減及び建物倒壊等による被害防止を図るため、事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 木造建築物不燃化・耐震改修事業のうち不燃化・耐震改修工事に係るものは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた、横浜市耐震改修促進計画に基づき実施する。

3 この要綱のほか、補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定等を準用する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年規則第 139 号）

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造建築物 木造で建築された階数 2 以下の建築物うち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅かつ店舗等の用途を兼ねるものにあつては店舗の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもので、かつ、竣工後 22 年以上経過したものをいう。
- (2) 旧耐震木造建築物 木造建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された（建築基準法施行前に着工したものを含む。）、木造在来軸組構法で建築された木造建築物をいう。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事が着工され、当該増築部分の延べ面積が、第 11 条第 1 項に規定する交付申請時点、第 13 条第 1 項に規定する全体設計承認申請時点及び第 22 条第 1 項に規定する実績報告時点で、延べ面積の 2 分の 1 以内のものを含む。
- (3) 耐震診断 平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成 26 年 11 月 7 日国住指第 2850 号）」により認定された方法に基づき、木造建築物の耐震性を判定することをいう。
- (4) 要耐震改修木造建築物 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された旧耐震木造建築物。
- (5) 耐震改修工事 要耐震改修木造建築物に対し、判定した際に用いた診断法に基づき耐震改修設計を行い、耐震性が確保されていると判定されるよう改修する工事のことをいう。
- (6) 不燃化改修工事 木造建築物において、次に掲げるアかつイの工事を行うことをいう。
ア 軒裏及び外壁を、建築基準法第 2 条第 1 項第 7 の 2 号に規定する準耐火性能を有するものに改修を行う工事

- イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号の規定による。）に、同条第 1 項第 9 の 2 号ロに規定する防火設備を有するよう改修を行う工事
- (7) 不燃化・耐震改修工事 不燃化改修工事及び耐震改修工事を同時に行う工事をいう。
- (8) 木造建築物不燃化・耐震改修事業 不燃化・耐震改修工事又は不燃化改修工事を行う事業をいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当するものをいう。
- (10) 重点対策地域（不燃化推進地域） 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月 26 日横浜市条例第 75 号。）第 5 条第 1 項の規定による不燃化推進地域をいう。
- (11) 地域まちづくりプラン等 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号）第 10 条に基づき、防災まちづくりを目的として認定を受けた地域まちづくりプラン又は同条例第 12 条に基づく地域まちづくりルールをいう。
- (12) 延べ面積 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する面積をいう。
- (13) 敷地 施行令第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。

第 2 章 補助要件等

（補助の対象地区）

第 3 条 木造建築物不燃化・耐震改修事業の対象となるものは、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日 都地ま第 2674 号制定）第 3 条に規定する当該事業の対象地区とする。

（補助の対象建築物）

第 4 条 木造建築物不燃化・耐震改修事業の対象となる建築物は、別表 1 及び別表 2 に掲げる要件をすべて満たすものかつ平成 35 年 2 月末までに実績報告の提出がされるものとする。ただし、別表 3 に掲げる建築物に該当する場合は、補助の対象としない。

（補助の対象者）

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不燃化・耐震改修工事の場合 不燃化・耐震改修工事を行う建築物の所有者又は三親等以内の親族
- (2) 不燃化改修工事の場合 不燃化改修工事を行う建築物の所有者又は三親等以内の親族
- 2 補助対象者のうち第 6 条に規定する補助金の交付を受け、木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施しようとする者（以下、「申請者」という。）は、市税の滞納がないことを要件とする。

（支援の内容）

第 6 条 市長は、補助対象者に対し木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用の一部を補助することができる。

(補助の対象となる工事契約)

第7条 申請者は、市内事業者と工事契約をしなければならない。

2 申請者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定通知書(第6号様式)又は第14条第1項の規定による全体設計承認通知書(第9号様式)の交付を受けたあとでなければ、横浜市木造建築物不燃化・耐震事業の契約締結及び工事の着工をしてはならない。

(補助金の額の算出方法)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表4に掲げる補助金の額の算出方法により算出した額以内とする。

2 補助金の額は、一の敷地につき別表5に掲げる額を限度とする。

3 補助金の額の算出内訳は、別表6のとおりとする。

4 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助の対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

(見積の徴収)

第9条 申請者は、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る工事について市内事業者から見積等の徴収を行わなければならない。

2 前項の見積等の徴収については、補助金規則第24条ただし書きに規定する2以上の事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないと市長が認める場合として取り扱うものとする。

第3章 事務手続

(事前相談及び実施の範囲)

第10条 申請者は、次条で定める補助金交付申請に先立ち、市長に事前相談をすることができる。

2 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第11条第1項に規定する補助金交付申請又は第13条第1項の規定による全体設計承認申請の受付期間・受付件数、及び第22条第1項に規定する完了実績報告書(第23号様式)の提出期限等を定めることができる。

(補助金交付申請)

第11条 申請者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次にあげる書類等を添えて市長に提出し、補助金の交付申請をしなければならない。ただし、第13条第1項の申請を既に行っている場合は、補助金交付申請書(第1号様式)に添える書類等の一部を省略することができる。

(1) 納税状況等調査同意書(第2号様式)

(2) 別表7に掲げる図書

2 関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書(第3号様式)を添付しなければならない

3 法人による申請の場合は、中小企業基本法に基づく中小企業者申告書(第4号様式)及び宅地建物取引業に関する誓約書(第5号様式)を添付しなければならない。

4 補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、そのうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者が異なる住戸が複数ある場合は、それぞれの住戸の補助対象者に該当する者1

名ずつを申請者とし、連名での申請とする。

(補助金交付決定)

第12条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第6号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(第7号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する補助金交付決定ができないときは、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(第7号様式)をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用が適正であることが提出された書類等により確認できない場合

5 第3項及び第4項に規定する通知を受けた申請者が改めて第6条の規定による補助金の交付を受け、木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施しようとする場合は、前条第1項に規定する補助金交付申請を再度行わなければならない。

(全体設計承認申請)

第13条 第11条第1項の規定に関わらず、申請者は第6条に規定する補助金の交付を受け、かつ、2か年度に渡り木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施しようとする場合は、全体設計承認申請書(第8号様式)に第11条第1項から第4項に定める書類等を添えて市長に提出し、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。

2 補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、そのうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者が異なる住戸が複数ある場合は、それぞれの住戸の補助対象者に該当する者1名ずつを申請者とし、連名での申請とする。

(全体設計承認)

第14条 市長は、前条に規定する全体設計承認申請を受理したときは、当該申請内容を審査し、全体設計の承認又は不承認を決定し、全体設計承認通知書(第9号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により全体設計の承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付することができる。

3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る費用について第6条に規定する補助金を受けようとする年度(ただし、当該承認を受けた年度を除く。)の初日(ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日)に第11条第1項の規定により、木造建築物不燃化・耐震改修事業

の補助金の交付申請を行わなければならない。

4 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する全体設計承認ができないときは、不承認とすることを決定し、全体設計承認通知書（第9号様式）をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用が適正であることが提出された書類等により確認できない場合

5 第1項又は前項の規定により、不承認と決定した通知を受けた申請者が改めて第6条の規定による補助金の交付を受け、木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施する場合は、第11条第1項の規定による交付申請、かつ、2か年度に渡り木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施する場合は、前条第1項の全体設計承認申請を再度行わなければならない。

(権利の譲渡禁止及び一般承継)

第15条 申請者は、この要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合で、当該相続人がこの要綱に基づく補助要件を満たす場合は、申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を承継することができる。

3 前項の規定により補助金交付を受ける権利を承継し、申請者となる場合は、地位の一般承継届出書（第10号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(不燃化・耐震改修事業の着手)

第16条 申請者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定通知（ただし、当該決定通知を受ける前に第14条第1項の規定による全体設計承認を受けている場合は除く。以下、この条において同じ。）を受けた後又は第14条第1項の規定による全体設計承認通知（ただし、不承認と決定されたものを除く。以下、この条において同じ。）を受けた後、30日以内に、施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し、速やかに着手するものとする。

2 前項の規定に関わらず、申請者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定通知又は第14条第1項の規定による全体設計承認通知を受けた後、かつ、施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結する前に、第18条第1項に規定する補助金交付変更申請又は第19条第1項に規定する全体設計変更承認申請を行った場合は、第18条第2項に規定する補助金交付変更決定通知又は第19条第2項に規定する設計変更承認通知を受けた後30日以内に、施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し速やかに着手するものとする。

3 申請者は、着手した後10日以内、かつ、次条第3項に規定する中間検査を受検する5日前までに、着手届（第11号様式）に別表8に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

4 前3項の規定に関わらず、第14条第1項の規定による全体設計承認通知を受けている場合は、当該承認を受けた年度の最終日までに着手し、着手届（第11号様式）に別表8に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第17条 市長は、必要に応じて、第12条第1項の規定による補助金交付決定又は第14条第1項の規定による全体設計承認を行うときに、当該決定に係る補助対象建築物において実施する木造建

建築物不燃化・耐震改修事業の工程を指定し、中間検査を実施することができる。

- 2 前項に規定する工程の指定を受けた申請者は、原則として中間検査を受検する5日前までに、中間検査申請書（第12号様式）に必要書類等を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する中間検査申請を受理した場合は、第1項の規定により指定した工程に達したときに、速やかに中間検査を行うものとする。
- 4 市長は、前項に規定する中間検査を行った結果、木造建築物不燃化・耐震改修事業が適切に行われていないと認める場合には、木造建築物不燃化・耐震改修事業が適切に行われるよう申請者、設計事業者又は施工事業者に指示することができる。
- 5 市長は、申請者、設計事業者又は施工事業者が前項の規定による指示に従わないときは、第24条第1項の規定により、第12条第1項に規定する補助金交付決定、第14条第1項に規定する全体設計承認、第18条第2項に規定する補助金交付変更決定又は第19条第2項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定を取り消すことができる。

（補助金交付申請の内容変更）

- 第18条 申請者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により第11条第1項の規定による補助金交付申請の内容を変更（ただし、第4項各号に掲げる軽微な変更のみのものを除く。）する場合は、速やかに補助金交付変更申請書（第13号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、補助金交付変更申請をしなければならない。ただし、種別の変更は認めない。
- 2 市長は、前項に規定する補助金交付変更申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の変更決定をしたときは、補助金交付変更決定通知書（第14号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により補助金交付の変更決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金交付変更決定について条件を付することができる。
 - 4 申請者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により第11条第1項の規定による補助金交付申請の内容に次の各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに補助金交付申請に係る変更報告書（第15号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 設計事業者及び施工事業者の名称、代表者名又は所在地の変更、若しくは、代表となる設計者（設計事業者及び設計事業者が開設する建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による。）に所属する者のうち、申請者より委任を受けて、この要綱に規定する手続き、当該木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る設計及び当該工事に係る工事監理を代表して実施する者をいう。）の変更
 - (2) 木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用に適用される消費税率のみの変更
 - (3) 次のアからウに該当しない変更のうち、市長が軽微な変更と認めるもの
 - ア 補助金交付申請額の変更
 - イ 設計事業者及び施工事業者の変更
 - ウ 耐震改修工事の計画を策定する際に用いる診断法の変更
 - 5 第1項の規定による補助金交付変更申請の変更内容又は第4項の規定による補助金交付申請に係る変更報告の変更内容により、第16条第1項又は第2項の規定により行った木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る補助金交付変更決定通知を受けた後又は当該変更報告書の提出後、申請者は、速やかに施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写し等を市長に提出しなければならない。

い。

(全体設計承認申請の内容変更)

- 第 19 条 申請者は、第 14 条第 1 項の規定による全体設計承認を受けた後において、事情により第 13 条第 1 項の規定による全体設計の承認申請の内容を変更（ただし、前条第 4 項第 1 号から第 3 号に掲げる軽微な変更を除く）する場合は、速やかに全体設計変更承認申請書（第 16 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、全体設計変更承認申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する全体設計変更承認申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、全体設計の変更を承認した場合は、全体設計変更承認通知書（第 17 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により全体設計変更承認を通知する場合において、必要があるときは当該全体設計変更承認について条件を付すことができる。
 - 4 申請者は、第 14 条第 1 項の規定による全体設計承認を受けた後において、事情により第 13 条第 1 項の規定による全体設計の承認申請の内容に前条第 4 項第 1 号から第 3 号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに全体設計承認申請に係る変更報告書（第 18 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。
 - 5 第 1 項の規定による全体設計変更承認申請の変更内容又は第 4 項の規定による全体設計承認申請に係る変更報告の変更内容により、第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により行った木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る全体設計変更承認通知を受けた後又は当該変更報告書の提出後、申請者は、速やかに施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写し等を市長に提出しなければならない。

(木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業の完了期日の変更)

- 第 20 条 申請者は、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業が第 12 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知、第 14 条第 1 項に規定する全体設計承認通知、第 18 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定通知又は第 19 条第 2 項に規定する全体設計変更承認通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（第 19 号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業の実施期間の延長期間が 1 か月を超えない場合は、完了期日変更報告を要しないこととする。

(取下げ、取止め)

- 第 21 条 申請者は、第 11 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は第 13 条第 1 項の規定による全体設計承認申請を行った後、かつ、第 12 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業を取り下げる又は取り止めるときは、速やかに取下げ・取止め届（第 20 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、第 12 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業を取り止めるときは、あらかじめ取止め承認申請書（第 21 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
 - 3 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認められた場合は、木造建築物不燃化・耐震改修事業の取り止めに承認し、取止め承認通知書（第 22 号様式）

式)をもって当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び完了検査等)

第22条 申請者は、次の各号に掲げるときに、速やかに完了実績報告書(第23号様式)に別表9に掲げる書類等を添えて市長に提出し、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業の実績報告をしなければならない。

- (1) 第12条第1項の規定による補助金交付決定及び第18条第2項の規定による補助金交付変更決定を受けた木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業が完了したとき
- (2) 前条第2項の規定により木造建築物不燃化・耐震改修事業取止め承認申請書(第21号様式)を市長に提出するとき

2 市長は、前項に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書(第24号様式)をもって通知するものとする。

3 市長は、前項の審査において、必要に応じて、補助対象建築物において実施した木造建築物不燃化・耐震改修事業における完了検査を行うことができる。

4 市長は、第2項の審査において、前項の規定に加え、木造建築物不燃化・耐震改修事業の実施状況に係る書類等を申請者、設計事業者及び施工業者に請求することができる。

5 市長は、第1項に規定する実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が、第12条第1項に規定する補助金交付決定、第18条第2項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者、設計事業者又は施工業者に指示することができる。

6 前項において、申請者、設計事業者又は施工事業者が当該指示に従わない場合、及び当該指示に基づく措置を申請者、設計事業者又は施工事業者が速やかに行わないために、第12条第1項に規定する補助金交付決定又は第18条第2項に規定する補助金交付変更決定を行った年度内に第2項に規定する補助金の額の確定を行うことができない場合は、市長は、第24条第1項の規定により、第12条第1項に規定する補助金交付決定、第18条第2項に規定する補助金交付変更決定の内容及び当該決定を取り消すことができる。

(補助金の交付時期及び請求)

第23条 補助金は、補助金規則第17条の規定により、前条第2項の規定による補助金額の確定の後に交付するものとする。

2 前条第2項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金請求書(第25号様式)に補助金額確定通知書(24号様式)の写しを添付することにより、市長に対し、補助金の請求を行うこととする。

3 市長は、前項に規定する補助金請求書(第25号様式)を受理したときは、当該請求の内容を審査し、速やかに補助金を交付することとする。

(補助金交付決定又は全体設計承認の取り消し)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第12条第1項に規定する補助金交付決定、第14条第1項に規定する全体設計承認、第18条第2項に規定する補助金交付変更決定又は第19条第2項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正な行為を行ったとき

- (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
 - (3) 申請者が、第 12 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 14 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 18 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は第 19 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該決定に付した条件に対して違反し、かつ、第 28 条に規定する是正のための市長の指示に応じないとき
 - (4) 申請者、設計事業者又は施工事業者が、第 17 条第 4 項及び第 22 条第 5 項に規定する市長の指示に従わないとき
 - (5) 申請者が、第 22 条第 1 項に規定する完了実績報告書を第 10 条第 2 項に規定する提出期限までに提出せず、かつ、市長が、第 12 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 18 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定を行った年度内に第 22 条第 2 項に規定による補助金の額の確定を行うことができないとき
 - (6) 申請者が、この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき
 - (7) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定により、第 12 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 18 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、補助金交付決定取消通知書（第 26 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により、第 14 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 19 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該承認の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、全体設計承認取消通知書（第 27 号様式）により申請者に通知することとする。

（補助金の返還）

第 25 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定又は補助金交付変更決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該補助金の交付を受けた者にその返還を命じることとする。

（申請書等の様式）

第 26 条 この要綱による、申請書等の様式は別表 10 に定めるところによる。

（指示又は助言）

第 27 条 市長は、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示し、又は、必要な助言等を行うことができる。

（調査及び遂行指示）

第 28 条 申請者、設計事業者及び施工事業者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する調査の結果、第 12 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 14 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 18 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は第 19 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該決定に付した条件に従って木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に当該事業を遂行するよう申請者、設計事業者及び施工事業者に指示することができる。

（処分の制限）

第29条 第6条に規定する補助金の交付を受け、木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから10年間、当該補助の対象となった部分について木造建築物不燃化・耐震改修事業完了後も適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該木造建築物不燃化・耐震改修事業の実施箇所を修繕、改変又は除却する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(新たな所有者への通知)

第30条 市長は、第6条第1項に規定する補助金の交付を受けて木造建築物不燃化・耐震改修事業が行われた建築物について、当該建築物の所有者が変更された場合、当該建築物の新たな所有者に対して当該補助金を交付済みであることを通知することができる。

(委任)

第31条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）補助の要件

(1) 建築物の権利形態	次のすべてを満たすこと ア 個人所有のもの、もしくは中小企業者の所有のものであること イ 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること
(2) 建築物の要件	次のすべてを満たすこと ア 地域まちづくりプラン等が策定されている地域の場合は、その内容を順守すること イ 感震ブレーカーの設置に努めること

別表2（第4条関係）補助対象となる建築物

(1) 不燃化・耐震改修工事を行う場合	要耐震改修木造建築物であり、適正に不燃化改修工事及び耐震改修工事が行われたと市長が認める建築物
(2) 不燃化改修工事を行う場合	不燃化改修工事を実施する木造建築物であり、適正に不燃化改修工事が行われたと市長が認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、明らかに耐震性が不足していると認められる建築物を除く。 (1) 旧耐震木造建築物以外のもの (2) 耐震診断の結果、耐震性があると判定されたもの (3) 平成19年9月1日以降に、横浜市が診断要綱に基づき耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0以上と診断されたもの。

別表3（第4条関係）補助対象とならない建築物

<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 仮設建築物</p> <p>イ 附属建築物（市長がやむを得ないとして認めたものを除く。）</p> <p>ウ 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物</p> <p>エ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が所有し、不動産の売買又は交換を目的に改修工事を行う建築物</p> <p>オ 国又は地方公共団体等から他の補助金を利用した改修工事又は新築工事の実施後10年を経過していない建築物</p> <p>カ 国又は地方公共団体等から他の補助金の交付を受けて改修工事を行う建築物</p> <p>キ 明らかに建築基準法関係法令等に違反している建築物。ただし、第18条第1項に規定する改修工事完了報告時点で、明らかに建築基準法関係法令等に違反していると認められないものを除く。</p> <p>ク 屋根が明らかに建築基準法第22条又は第63条に規定する構造ではない建築物。ただし、第18条第1項に規定する改修工事完了報告時点で、明らかに建築基準法第22条又は第63条に違反していると認められないものを除く。</p>
--

別表4（第8条関係）補助金の額の算出方法

(1) 重点対策地域 (不燃化推進地域)	木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用（ただし、当該工事に係る工事監理費を除く。）の額。 ただし、当該工事にかかる建築物の延べ面積1㎡あたり30,000円を限度とする。
(2) 上記以外の補助対象地区	木造建築物不燃化・耐震改修事業に要する費用（ただし、当該工事に係る工事監理費を除く。）の額。 ただし、当該工事にかかる建築物の延べ面積1㎡あたり26,000円を限度とする。

別表5（第8条関係）補助金の上限額

(1) 不燃化・耐震改修工事	250万円を限度とする。
(2) 不燃化改修工事	125万円を限度とする。

別表6（第8条関係）補助金額の算出内訳

区分	① 延べ面積 (注2)	② 基準単価	③ 補助対象額 ①×②	④ 上限額	補助金額 (③と④のうち 小さい方の額)
不燃化・耐震改修工事	㎡	30千円/㎡ ・ 26千円/㎡	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修工事	㎡	30千円/㎡ ・ 26千円/㎡	千円	1,250 千円	千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 補助対象となる部分の合計

別表7（第11条関係）補助金交付申請書及び全体設計承認申請書の添付書類

	添付書類（注）	不燃化・ 耐震改修工事	不燃化改修工事
1	案内図・区域図	○	○
2	敷地等の権利関係を明らかにする書類	○	○
3	事業前の建築物の建築年月を明らかにする書類	○	○
4	建築物概要書	○	○
5	現況図（配置図・平面図・立面図・求積図・求積表など）	○	○
6	改修計画図（矩計図など）	○	○
7	プランニングシート	○	○
8	不燃化改修工事 仕様現況報告書・仕様計画書	○	○
9	耐力壁工事仕様書	○	—
10	現地調査シート	○	—
11	耐震診断の計算書（現況）	○	—
12	耐震診断の計算書（計画）	○	—
13	現況写真	○	○
14	工事箇所写真	○	○
15	見積書等（写し）	○	○
16	見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類	○	○
17	新築時及び増築時の建築確認通知書（確認済証）の写し又は建築確認申請台帳記載証明書（原本）	○	○
18	その他、市長が必要と認める書類	○	○

（注）工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

別表8（第16条関係）着手届の添付書類

	添付書類（注）	不燃化・ 耐震改修工事	不燃化改修工事
1	工事契約書の写し	○	○
2	工事工程表	○	○
3	その他、市長が必要と認める書類	○	○

（注）工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

別表 9 (第 22 条関係) 実績報告書の添付書類

	添付書類 (注)	不燃化・ 耐震改修工事	不燃化改修工事
1	契約書等 (写し)	○	○
2	領収書 (写し)	○	○
3	施工写真	○	○
4	完成写真	○	○
5	工事検査シート	○	○
6	その他、市長が必要と認める書類	○	○

(注) 工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

別表 10 (第 26 条関係) 申請書等の様式

種 類	様 式
補助金交付申請書	第 1 号様式
納税状況等調査同意書	第 2 号様式
関係権利者承諾書	第 3 号様式
中小企業基本法に基づく中小企業者申告書	第 4 号様式
宅地建物取引業に関する誓約書	第 5 号様式
補助金交付決定通知書	第 6 号様式
補助金不交付決定通知書	第 7 号様式
全体設計承認申請書	第 8 号様式
全体設計承認通知書	第 9 号様式
地位の一般承継届出書	第 10 号様式
着手届	第 11 号様式
中間検査申請書	第 12 号様式
補助金交付変更申請書	第 13 号様式
補助金交付変更決定通知書	第 14 号様式
補助金交付申請に係る変更報告書	第 15 号様式
全体設計変更承認申請書	第 16 号様式
全体設計変更承認通知書	第 17 号様式
全体設計承認申請に係る変更報告書	第 18 号様式
完了期日変更報告書	第 19 号様式

取下げ・取止め届	第 20 号様式
取止め承認申請書	第 21 号様式
取止め承認通知書	第 22 号様式
完了実績報告書	第 23 号様式
補助金額確定通知書	第 24 号様式
補助金請求書	第 25 号様式
補助金交付決定取消通知書	第 26 号様式
全体設計承認取消通知書	第 27 号様式

木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、補助金の交付を受けて、次の木造建築物不燃化・耐震改修事業を実施したいため、必要書類を添えて申請を行います。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 不燃化・耐震改修工事 (不燃化・耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 精密診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」 <input type="checkbox"/> 一般診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 <input type="checkbox"/> 壁量充足型 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(地震に関する構造耐力に係る部分に限る)に適合するものであることを確認する方法</div> <input type="checkbox"/> 不燃化改修工事
添付書類	・ 納税状況等調査同意書 (第2号様式) ・ 要綱別表7に掲げる図書

- (注1) 選択肢がある場合は、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。
(注2) 申請者以外に土地・建物の共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書(第3号様式)を添付すること。
(注3) 申請者が法人の場合は、中小企業基本法に基づく中小企業者申告書(第4号様式)及び宅地建物取引業に関する誓約書(第5号様式)を添付すること。

第1号様式 第2面 (第11条第1項関係)

1 計画の概要

工事の実施場所	〒 (地番) 区 (住居表示) 区	
対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域(不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区	
用途地域	地域(建ぺい率 % 容積率 %)	
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし	
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項道路(狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の許可・認定を要する道路状空地(旧:43条但書許可を要する道路状空地)	
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 都市計画道路区域外 <input type="checkbox"/> 都市計画道路区域内 ※都市計画区域ではありません。	
敷地面積	㎡	
建築物について	構造及び規模	木造 階
	建築年月	年 月 日 完成 (築 年)
	工法	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法 <input type="checkbox"/> その他 ()
	耐震診断による点数	改修前 改修後
	延べ面積(計画)	㎡
	用途	従前 従後
	所有者 (氏名及び続柄)	敷地 氏名 続柄 建物 氏名 続柄
設計事業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名	(一級・二級・木造)建築士 ()登録第 号
	その他の 担当者氏名	
施工予定業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()

(注) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

第1号様式 第3面 (第11条第1項関係)

2 他の補助金の利用について

<input type="checkbox"/> 改修するにあたり、他の補助事業を受ける予定です。 ()
<input type="checkbox"/> 過去に建築・改修・設備設置等について他の補助制度を利用しています。 補助事業名：木造住宅耐震改修促進事業・その他 ()
<input type="checkbox"/> 過去に他の補助制度の利用をしていません。 また、改修するにあたり、他の補助事業を受ける予定はありません。

3 事業全体スケジュール

事業着手予定日	年	月	日
事業完了予定日	年	月	日

4 補助金積算書

区分	① 延べ面積 (計画) (注2) m ²	② 基準単価 30千円/m ² ・ 26千円/m ²	③ 補助対象額 ①×② 千円	④ 上限額 2,500 千円	補助金交付申請 予定額 (③と④のうち 小さい方の額) 千円
不燃化・耐震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 補助対象となる部分の合計

第1号様式 第4面 (第11条第1項関係)

5 資金計画

収 入		支 出 (税 込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金		木造建築物 不燃化・耐震改修事業 費用 (全体)	
補助金 (予定)		その他	
合 計		合 計	

第2号様式（要綱第11条第1項）

木造建築物不燃化・耐震改修事業
納税状況等調査同意書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

住民登録上の住所

〒

申請者

ふりがな

氏 名

電 話

私は、横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱に基づき、下記の項目について調査することに同意します。

1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税
- (5) 特別土地保有税

（注）上記の税目1～5は延滞金も含みます。

2 耐震改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去10年の「横浜市木造建築物耐震改修事業」の利用履歴

3 新たな所有者への通知

市長が、「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付後に建築物の所有者が変更された場合、新たな所有者に対して補助金を交付済みであることを通知すること

木造建築物不燃化・耐震改修事業
関係権利者承諾書

（提出先）

横 浜 市 長

私は、申請者が横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱に基づき申請及び工事を行うことを承諾します。

1 申請者

住所	
氏名	

2 工事の実施場所

区

3 権利の種類

権利者	権利の種類
	土地・建物・その他（ ）
	土地・建物・その他（ ）
	土地・建物・その他（ ）
	土地・建物・その他（ ）
	土地・建物・その他（ ）

年 月 日	
〒	
承諾者 住 所	
氏 名	印
電 話	

（備考）

- 1 自署した場合は押印を省略することができる。
- 2 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

第4号様式（要綱第11条第3項）

木造建築物不燃化・耐震改修事業
中小企業基本法に基づく中小企業者申告書

年 月 日

（申請先）
横浜市 長

〒

申請者 住 所

法人名
肩 書
代表者氏名
電 話

私は、横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱に基づき、中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条にて定義される中小企業者であることを申告します。

（中小企業基本法第2条に定義される中小企業者）

- 1 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（添付書類）商業登記簿謄本

第5号様式（要綱第11条第3項）

木造建築物不燃化・耐震改修事業
宅地建物取引業に関する誓約書

年 月 日

（申請先）
横 浜 市 長

〒

申請者 住 所

法人名
肩 書
代表者氏名
電 話

私が、横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱に基づき申請する実施する不燃化・耐震改修事業は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が売買又は交換を目的として行うものではありません。

- 1 工事の実施場所 区
- 2 構造及び規模 木造 階建て
- 3 所有者
- 4 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
不燃化改修工事

なお、上記誓約内容に変更が生じた場合、横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第21条の規定により取止め・取下げ届（第20号様式）又は取止め承認申請書（第21号様式）を市長に提出します。

（添付書類）商業登記簿謄本

（注）選択肢がある場合は、該当する項目にチェックを入れること

（申請者）

様

横浜市長

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金交付決定通知書

年 月 日に横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請がありました木造建築物不燃化・耐震改修事業の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 12 条第 1 項の規定により次のとおり交付を決定しましたので、通知します。併せて、不燃化・耐震改修工事を行う場合は、地震に対して安全な構造となるよう、早期に工事を実施されることをお勧めします。

1 実施内容及び交付決定内容

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 構造及び規模 木造 階建て
- (3) 所有者氏名
- (4) 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
 不燃化改修工事
- (5) 補助金交付決定額 円
- (6) 補助金交付決定額の内訳 補助金交付決定額の内訳書のとおり
- (7) 完了期日 年 月 日

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を順守すること。
- (2) この通知後 30 日以内に施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し、速やかに施工事業者は木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手すること。また、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手した後、10 日以内、かつ、中間検査を受検する 5 日前までに、着手届（第 11 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計承認を受けて、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手している場合は、引き続き、木造建築物不燃化・耐震改修事業を適正に遂行すること。）
- (3) 別紙において中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として木造建築物不燃化・耐震改修事業の中間検査を受検する 5 日前までに、中間検査申請書（第 12 号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の申請をし、中間検査を受検しなければならない。（既に木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計承認を受けて、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手し、既に中間検査申請書（第 12 号様式）を提出している場合は、改めて提出する必要はない。）
- (4) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第 10 条の規定により定める期間内に要綱第 22 条第 1 項に定める完了実績報告書（第 23 号様式）を提出し、要綱第 22 条第 2 項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (5) この木造建築物不燃化・耐震改修事業が完了期日までに完了しない場合又はこの木造建築物

不燃化・耐震改修事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (6) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、木造建築物不燃化・耐震改修事業を取り止める場合には、要綱に従い、あらかじめ市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- Å・) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (8) この木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 28 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) 虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで承認を受けた場合は、承認の全部又は一部を取り消すことがある。
- (10) 感震ブレーカーの設置に努めること。
- (11) 地域まちづくりプラン等が策定されている場合は、その内容を順守すること。

補助金交付決定額の内訳書

区分	① 延べ面積 (計画) (注 2)	② 基準単価	③ 補助対象額 ①×②	④ 上限額	補助金交付決定額 (③と④のうち 小さい方の額)
不燃化・耐 震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修 工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

(注 1) 各欄千円未満切り捨て

(注 2) 補助対象となる部分の合計

（申請者）

様

横浜市長

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日に横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請がありました、次の建築物の木造建築物不燃化・耐震改修事業の費用に係る補助金の交付については、次の理由により、同要綱第12条第3項又は第4項の規定により不交付を決定しましたので、通知します。

- 1 工事の実施場所 横浜市 区
- 2 構造及び規模 木造 階建て
- 3 所有者氏名
- 4 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
 不燃化改修工事
- 5 不交付決定の理由

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
全体設計承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請を行います。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 不燃化・耐震改修工事 (不燃化・耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法) <input type="checkbox"/> 精密診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」 <input type="checkbox"/> 一般診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 <input type="checkbox"/> 壁量充足型 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(地震に関する構造耐力に係る部分に限る)に適合するものであることを確認する方法
添付書類	・納税状況等調査同意書(第2号様式) ・要綱別表7に掲げる図書

(注1) 選択肢がある場合は、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

(注2) 申請者以外に土地・建物の共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書(第3号様式)を添付すること。

(注3) 申請者が法人の場合は、中小企業基本法に基づく中小企業者申告書(第4号様式)及び宅地建物取引業に関する誓約書(第5号様式)を添付すること。

第8号様式 第2面 (第13条第1項関係)

1 計画の概要

工事の実施場所	〒 (地番) 区 (住居表示) 区	
対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域(不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区	
用途地域	地域(建ぺい率 % 容積率 %)	
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし	
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項道路(狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の許可・認定を要する道路状空地(旧:43条但書許可を要する道路状空地)	
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 都市計画道路区域外 <input type="checkbox"/> 都市計画道路区域内 ※都市計画区域ではありません。	
敷地面積	m ²	
建築物について	構造及び規模	木造 階
	建築年月	年 月 日 完成 (築 年)
	工法	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法 <input type="checkbox"/> その他()
	耐震診断による点数	改修前 改修後
	延べ面積(計画)	m ²
	用途	従前 従後
	所有者 (氏名及び続柄)	敷地 氏名 続柄 建物 氏名 続柄
設計事業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名	(一級・二級・木造)建築士 ()登録第 号
	その他の 担当者氏名	
施工予定業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()

(注) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

第8号様式 第3面 (第13条第1項関係)

2 他の補助金の利用について

<input type="checkbox"/> 改修するにあたり、他の補助事業を受ける予定です。 ()
<input type="checkbox"/> 過去に建築・改修・設備設置等について他の補助制度を利用しています。 補助事業名：木造住宅耐震改修促進事業・その他 ()
<input type="checkbox"/> 過去に他の補助制度の利用をしていません。 また、改修するにあたり、他の補助事業を受ける予定はありません。

3 事業全体スケジュール

事業着手予定日	年	月	日
事業完了予定日	年	月	日

4 補助金積算書

区分	① 延べ面積 (計画) (注2) m ²	② 基準単価 30千円/m ² ・ 26千円/m ²	③ 補助対象額 ①×② 千円	④ 上限額 2,500 千円	補助金交付申請 予定額 (③と④のうち 小さい方の額) 千円
不燃化・耐震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 補助対象となる部分の合計

第8号様式 第4面 (第13条第1項関係)

5 資金計画

収 入		支 出 (税 込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金		木造建築物 不燃化・耐震改修事業 費用 (全体)	
補助金 (予定)		その他	
合 計		合 計	

（申請者）

様

横浜市長

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
全体設計承認通知書

年 月 日に横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により提出がありました木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計の承認について、同要綱第14条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。併せて、不燃化・耐震改修工事を行う場合は、地震に対して安全な構造となるよう、早期に工事を実施されることをお勧めします。

1 補助対象建築物及び承認・不承認

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 構造及び規模 木造 階建て
- (3) 所有者氏名
- (4) 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
 不燃化改修工事
- (5) 完了期日 年 月 日
- (6) 全体設計の承認 承認 不承認

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を順守すること。
- (2) この承認を受けた木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る費用について第6条に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に第11条第1項の規定により、木造建築物不燃化・耐震改修事業の補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この通知後30日以内に施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し、速やかに施工事業者は木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手すること。また、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手した後、10日以内、かつ、中間検査を受検する5日前までに、着手届（第11号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。
- (4) 別紙において中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として木造建築物不燃化・耐震改修事業の中間検査を受検する5日前までに、中間検査申請書（第12号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の申請をし、中間検査を受検しなければならない。
- (5) この木造建築物不燃化・耐震改修事業が完了期日までに完了しない場合又はこの木造建築物不燃化・耐震改修事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) この全体設計承認の内容を変更する場合、又は、木造建築物不燃化・耐震改修事業を取り止める場合には、要綱に従い、あらかじめ市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。

- (7) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (8) この木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 28 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) 第 2 号の承認条件に関わらず、この通知は木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計の承認であって、木造建築物不燃化・耐震改修事業の費用に係る補助金の交付を確約するものではありません。
- (10) 虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで承認を受けた場合は、承認の全部又は一部を取り消すことがある。
- (11) 感震ブレイカーの設置に努めること。
- (12) 地域まちづくりプラン等が策定されている場合は、その内容を順守すること。

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
地位の一般承継届出書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者（承継人） 千
住所
氏名 印
電話 （ ）

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱に規定する次の建築物の木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る申請について、申請者（被承継人）が亡くなったため、当該申請者の地位を承継しますので、必要書類を添えて届け出ます。

交 付 決 定 番 号	年 月 日 第 号
工 事 の 実 施 場 所	
構 造 及 び 規 模	木造 階建て
所 有 者 氏 名	
被 承 継 人 氏 名 （変更前の申請者氏名）	
承 継 人 氏 名 （変更後の申請者氏名）	
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 不燃化・耐震改修工事 （ <input type="checkbox"/> 精密診断型 <input type="checkbox"/> 一般診断型 <input type="checkbox"/> 壁量充足型） <input type="checkbox"/> 不燃化改修工事

（備考）

- 1 自署した場合は押印を省略することができる。
- 2 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れること。

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
着手届

年 月 日

（提出先）
横浜市長

届出者（申請者） 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第 14 条第 1 項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、当該木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手しましたので、同要綱第 16 条第 3 項又は第 4 項の規定により、必要書類を添えて着手届を提出します。

1 補助対象建築物

工 事 の 実 施 場 所	
構 造 及 び 規 模	木造 階建て
所 有 者 氏 名	
補 助 金 交 付（ 変 更 ） 決 定 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
全 体 設 計（ 変 更 ） 承 認 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る事業の実施期間

事 業 着 手 日	年 月 日
事 業 完 了 期 日	年 月 日

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
中間検査申請書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 ㊦
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第 14 条第 1 項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、中間検査の申請をします。同要綱第 17 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて中間検査申請書を提出します。

1 補助対象建築物

工 事 の 実 施 場 所	
構 造 及 び 規 模	木造 階建て
所 有 者 氏 名	
補 助 金 交 付（ 変 更 ） 決 定 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
全 体 設 計（ 変 更 ） 承 認 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 中間検査申請を行う木造建築物不燃化・耐震改修事業の工事工程（市長が指定した工程）

中間検査を申請する工事工程（該当に○）	中間検査実施予定日	木造建築物不燃化・耐震改修事業の工事工程	
	年 月 日	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置時
	年 月 日	基礎工事	配筋完了時
	年 月 日	屋根工事	既存屋根撤去完了時
	年 月 日	防火被覆	外壁・軒裏 防火被覆設置時
	年 月 日	開口部	防火設備設置時
	年 月 日	ファイヤー ストップ	ファイヤーストップ設置時
	年 月 日	その他	()

※ 建築基準法関係法令等に適合させる是正工事は、完了検査時の確認です。

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金交付変更申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた次の建築物について、当該決定に係る補助金交付申請の内容を変更したいので、同要綱第 18 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、補助金の交付変更申請を行います。

1 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認通知書番号

補助金交付（変更）決定通知書番号	年 月 日 第 号
全体設計（変更）承認通知書番号	年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 工事種別

工事の種別	<input type="checkbox"/> 不燃化・耐震改修工事 (不燃化・耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 精密診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」 <input type="checkbox"/> 一般診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 <input type="checkbox"/> 壁量充足型 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る）に適合するものであることを確認する方法</div> <input type="checkbox"/> 不燃化改修工事
-------	---

(備考) 第 2 面は必ず添付し、第 3 面及び第 4 面は記載事項が変更となる場合のみ添付すること。

3 変更内容

--

第 13 号様式 第 3 面 (第 18 条第 1 項関係)

4 計画の概要

工事の実施場所	〒 (地番) 区 (住居表示) 区	
対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域(不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区	
用途地域	地域(建ぺい率 % 容積率 %)	
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし	
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項道路(狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の許可・認定を要する道路状空地(旧:43条但書許可を要する道路状空地)	
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 都市計画道路区域外 <input type="checkbox"/> 都市計画道路区域内 ※都市計画区域ではありません。	
敷地面積	m ²	
建築物について	構造及び規模	木造 階
	建築年月	年 月 日 完成 (築 年)
	工法	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法 <input type="checkbox"/> その他()
	耐震診断による点数	改修前 改修後
	延べ面積(計画)	m ²
	用途	従前 従後
	所有者 (氏名及び続柄)	敷地 氏名 続柄 建物 氏名 続柄
設計事業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名	(一級・二級・木造)建築士 ()登録第 号
	その他の 担当者氏名	
施工予定業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()

(注) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

第13号様式 第4面 (第18条第1項関係)

5 事業全体スケジュール

事業着手予定日	年	月	日
事業完了予定日	年	月	日

6 補助金積算書

区分	① 延べ面積 (計画) (注2)	② 基準単価	③ 補助対象額 ①×②	④ 上限額	補助金変更申請 予定額 (③と④のうち 小さい方の額)
不燃化・耐 震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修 工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

7 資金計画

収 入		支 出 (税 込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金		木造建築物 不燃化・耐震改修事業 費用 (全体)	
補助金 (予定)		その他	
合 計		合 計	

（申請者）

様

横浜市長

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金交付変更決定通知書

年 月 日に横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により変更申請がありました木造建築物不燃化・耐震改修事業の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 18 条第 2 項の規定により次のとおり交付の変更を決定しましたので、通知します。

1 実施内容及び交付変更決定内容

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 構造及び規模 木造 階建て
- (3) 所有者氏名
- (4) 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
 不燃化改修工事
- (5) 補助金交付変更決定額 円
- (6) 補助金交付変更決定額の内訳 補助金交付変更決定額の内訳書のとおり
- (7) 完了期日 年 月 日

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を順守すること。
- (2) この通知後 30 日以内に施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し、速やかに施工事業者は木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手すること。また、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手した後、10 日以内、かつ、中間検査を受検する 5 日前までに、着手届（第 11 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る補助金交付決定又は全体設計承認を受けて、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手している場合は、引き続き、木造建築物不燃化・耐震改修事業を適正に遂行すること。）
- (3) この補助金交付変更申請の内容により変更契約が必要な場合は、速やかに施工事業者と横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出すること。
- (4) 別紙において中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として木造建築物不燃化・耐震改修事業の中間検査を受検する 5 日前までに、中間検査申請書（第 12 号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の申請をし、中間検査を受検しなければならない。（既に木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る補助金交付決定又は全体設計承認を受けて、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手し、既に中間検査申請書（第 12 号様式）を提出している場合は、改めて提出する必要はない。）
- (5) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第 10 条の規定により定める期間内に要綱第 22 条第 1 項に定める完了実績報告書（第 23 号様式）を提出し、要綱第 22 条第 2 項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (6) この木造建築物不燃化・耐震改修事業が完了期日までに完了しない場合又はこの木造建築物

不燃化・耐震改修事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (7) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、木造建築物不燃化・耐震改修事業を取り止める場合には、要綱に従い、あらかじめ市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (9) この木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第28条第1項の規定により、これに協力しなければならない。
- (10) 虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで承認を受けた場合は、承認の全部又は一部を取り消すことがある。
- (11) 感震ブレーカーの設置に努めること。
- (12) 地域まちづくりプラン等が策定されている場合は、その内容を順守すること。

補助金交付変更決定額の内訳書

区分	① 延べ面積 (計画) (注2)	② 基準単価	③ 補助対象額 ①×②	④ 上限額	補助金交付決定額 (③と④のうち 小さい方の額)
不燃化・耐震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 補助対象となる部分の合計

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
補助金交付申請に係る変更報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

報告者（申請者） 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた次の建築物について、当該決定に係る補助金交付申請の内容に軽微な変更が生じたので、同要綱第 18 条第 4 項の規定により、必要書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認通知書番号

補助金交付（変更）決定通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認通知書番号	年 月 日	第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 変更内容

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
全体設計変更承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定による全体設計承認を受けた次の建築物について、当該承認に係る全体設計の内容を変更したいので、同要綱第 19 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、全体設計の変更承認申請を行います。

1 全体設計承認通知書番号

全体設計 (変更) 承認通知書番号	年 月 日	第	号
-------------------	-------	---	---

※全体設計 (変更) 承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 工事種別

工事の種別	<input type="checkbox"/> 不燃化・耐震改修工事 (不燃化・耐震改修工事の計画を策定する際に用いる耐震診断法) <input type="checkbox"/> 精密診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」 <input type="checkbox"/> 一般診断型 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 <input type="checkbox"/> 壁量充足型 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法 <input type="checkbox"/> 不燃化改修工事
-------	--

(備考) 第 2 面は必ず添付し、第 3 面及び第 4 面は記載事項が変更となる場合のみ添付すること。

第 16 号様式 第 2 面 (第 19 条第 1 項関係)

3 変更内容

--

第 16 号様式 第 3 面 (第 19 条第 4 項関係)

4 計画の概要

工事の実施場所	〒 (地番) 区 (住居表示) 区	
対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域(不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区	
用途地域	地域(建ぺい率 % 容積率 %)	
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし	
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項道路(狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の許可・認定を要する道路状空地(旧:43条但書許可を要する道路状空地)	
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 都市計画道路区域外 <input type="checkbox"/> 都市計画道路区域内 ※都市計画区域ではありません。	
敷地面積	㎡	
建築物について	構造及び規模	木造 階
	建築年月	年 月 日 完成 (築 年)
	工法	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法 <input type="checkbox"/> その他()
	耐震診断による点数	改修前 改修後
	延べ面積(計画)	㎡
	用途	従前 従後
	所有者 (氏名及び続柄)	敷地 氏名 続柄 建物 氏名 続柄
設計事業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()
	代表となる設計者 (工事監理者) 資格・氏名	(一級・二級・木造)建築士 ()登録第 号
	その他の 担当者氏名	
施工予定業者	事業者名	
	代表者名	
	所在地	〒 電話 () FAX ()

(注) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

第16号様式 第4面 (第19条第1項関係)

5 事業全体スケジュール

事業着手予定日	年	月	日
事業完了予定日	年	月	日

6 補助金積算書

区分	① 延べ面積 (計画) (注2) m ²	② 基準単価 30千円/m ² ・ 26千円/m ²	③ 補助対象額 ①×② 千円	④ 上限額 2,500 千円	補助金交付申請予定額 (③と④のうち 小さい方の額) 千円
不燃化・耐震改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	2,500 千円	千円
不燃化改修工事	m ²	30千円/m ² ・ 26千円/m ²	千円	1,250 千円	千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 補助対象となる部分の合計

7 資金計画

収 入		支 出 (税 込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金		木造建築物 不燃化・耐震改修事業 費用 (全体)	
補助金 (予定)		その他	
合 計		合 計	

（申請者）

様

横浜市長

横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業
全体設計変更承認通知書

年 月 日に横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定により変更申請がありました木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計については、同要綱第 19 条第 2 項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助対象建築物及び承認・不承認

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 構造及び規模 木造 階建て
- (3) 所有者氏名
- (4) 工事の種別 不燃化・耐震改修工事
(精密診断型 一般診断型 壁量充足型)
 不燃化改修工事
- (6) 完了期日 年 月 日
- (7) 全体設計の変更承認 承認 不承認

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）を順守すること。
- (2) この承認を受けた木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る費用について第 6 条に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に第 11 条第 1 項の規定により、木造建築物不燃化・耐震改修事業の補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この通知後 30 日以内に施工事業者と木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る契約を締結し、速やかに施工事業者は木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手すること。また、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手した後、10 日以内、かつ、中間検査を受検する 5 日前までに、着手届（第 11 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に木造建築物不燃化・耐震改修事業に係る全体設計承認を受けて、木造建築物不燃化・耐震改修事業に着手している場合は、引き続き、木造建築物不燃化・耐震改修事業を適正に遂行すること。）